

【タイトル】

「他の法人制度と比較した学校法人のガバナンス制度」

【概要】

1 ガバナンス強化と他法人制度

- ガバナンス強化の背景
- 他法人制度との比較
- ガバナンス有識者会議・ガバナンス改革会議

2 社会福祉法人制度の改正

- 社会福祉法人制度改革
- 評議員の選解任

3 学校法人制度と社会福祉法人制度の異同

- 社会福祉法人と比較することについて
- 社会福祉法人と共通する点
- 社会福祉法人と異なる点
 - ・ 法律の目的
 - ・ 改正の経緯
 - ・ 設置施設との関係
 - ・ 構成員自治
- ガバナンス・コードの活用

4 まとめ

- 私学業界としてしっかり検討する時期に
- 具体性をもった緻密な議論が不可欠
- 好事例や取組を積極的にアピールしていくことが必要
- 役員・評議員を中心に学内研修を行うことが重要

以 上

私学高等教育研究所 第74回 公開研究会 講演

他の法人制度と比較した 学校法人のガバナンス制度

令和3年8月27日

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士 大河原 遼平



自己紹介

パートナー弁護士 大河原 遼平 (おおかわら りょうへい)



● 所属：TMI 総合法律事務所（東京・六本木、名古屋、神戸、大阪、京都、福岡ほか海外）

● 略歴

- 2001年 高槻高等学校（大阪）卒業
- 05年 一橋大学法学部法律学科卒業
- 07年 一橋大学法科大学院修了、最高裁判所司法研修所入所（実務修習地：福岡）
- 08年 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 09年 TMI 総合法律事務所勤務
- 13年 文部科学省高等教育局私学部勤務（専門官（課長補佐級）として常勤）
- 17年 TMI 総合法律事務所復帰
公益財団法人日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価 評価員就任（～現在）
文部科学省 学校法人制度改善検討小委員会 委員就任（～19年）
- 18年 私学高等教育研究所 研究員就任（～現在）
- 19年 文部科学省 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 委員就任（～21年）
- 20年 パートナー就任

● 業務内容

- 文部科学省在職時には、2014年の私立学校法改正作業、「私立大学等の振興に関する検討会議」における企画立案、学校法人運営調査その他文部科学省に関する法律業務、政策立案業務等を広く担当。
- 現在は、文部科学省勤務以前からの主要業務であった事業会社への一般企業法務、知的財産、危機管理、紛争解決等に加え、学校法人を中心とした教育業界への各種法律業務もメイン業務としている。学校法人、国立大学法人の理事にも就任。
- 学校法人制度改善検討小委員会委員として、2019年の私立学校法改正につながる提言に関与。学校法人に関する各種講演・研修等を担当。教育学術新聞（2019年1月16日）、日本経済新聞朝刊（同年2月18日）への寄稿も。

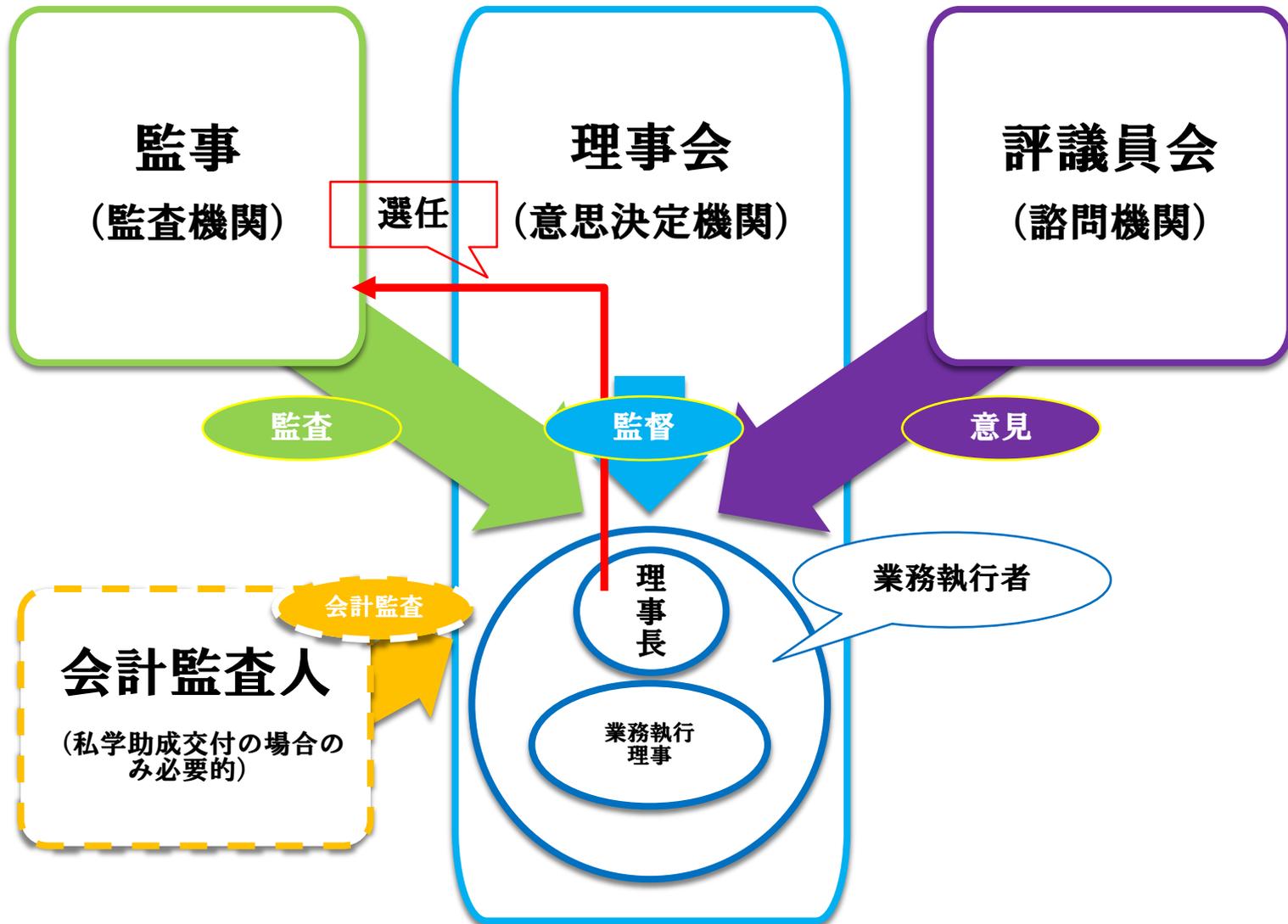
目 次

- 1 ガバナンス強化と他法人制度
- 2 社会福祉法人制度の改正
- 3 学校法人制度と社会福祉法人制度の異同
- 4 まとめ

1 ガバナンス強化と他法人制度



学校法人のガバナンスとは？



なぜガバナンス強化なのか

学校法人を取り巻く現状

- 相次ぐ不祥事（私的流用、虚偽申請、内紛、入試不正・・・）
→不祥事防止が求められる（守りのガバナンス）
- 目まぐるしい時代の変化（特に18歳人口の急減）とそれに即応した経営の難しさ
→適正を前提に迅速な経営判断が求められる（攻めのガバナンス）

他法人のガバナンス制度の相次ぐ変革

- 会社
- 公益法人（一般社団・財団法人へ）
- 医療法人
- 社会福祉法人
→民意を得た制度として参考にする必要あり

他法人制度も含めたガバナンス改革の流れ

年	法令	概要
H16	私立学校法改正	理事会の法定、外部役員の選任義務化、監事の選任における評議員会の同意の要件化など、ガバナンス制度に関する重要な改正。
H17	会社法制定	商法から会社に関する規律を移管するかたちで制定。会社法制を現代化する大改正。
H18	公益法人制度改革関連三法制定	旧制度を大きく改正した一般（公益）社団・財団法人制度を新設。会社法にかなり類似したガバナンス制度を導入（一般（公益）財団法人では評議員会が議決機関化）。
H26	私立学校法改正	理事の忠実義務の導入など（メインは措置命令等の導入）。
	会社法改正	監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役等の要件の厳格化、社外取締役の設置が相当でない理由の説明など。
H27	医療法改正 （医療法人関係）	評議員会の議決機関化など、一般（公益）財団法人（ひいては会社）にかなり近い制度を導入。
H28	社会福祉法改正 （社会福祉法人関係）	評議員会の議決機関化など、一般（公益）財団法人（ひいては会社）にかなり近い制度を導入。
R1	私立学校法改正	ガバナンス制度の強化を中心とする重要な改正。

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較②

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
評議員				
定数	理事の2倍を超える数	理事の2倍を超える数 → 理事による兼務の禁止と併せて引下げを検討 → 規模等に応じた取扱いも検討	理事の定数を超える数 ※施行後3年は小規模法人は4人以上で可とする経過措置	3人以上 → 理事の定数を超える数への改正を検討
職務・権限・義務	・評議員会の招集請求 (評議員 3分の1以上) - - - - - ・善管注意義務 (解釈)	・評議員会の招集請求 (→ 評議員個人) ・評議員提案権 ・財産目録等の閲覧請求 → 議事録についても検討 ・理事の行為の差止請求権 ・解任の訴え → 公益財団法人の見直しを踏まえ、責任追及の訴えを導入 ・善管注意義務 (解釈) → 損害賠償責任・選任方法と併せて検討	・評議員会の招集請求 (評議員個人) ・評議員提案権 ・計算書類・議事録等の閲覧請求 ・理事の行為の差止請求権 ・解任の訴え - ・善管注意義務	・評議員会の招集請求 (評議員個人) ・評議員提案権 ・計算書類・議事録等の閲覧請求 ・理事の行為の差止請求権 ・解任の訴え → 責任追及の訴えの導入を検討 ・善管注意義務
責任	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (解釈)	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (解釈) → 補償契約等の扱いの明確化と併せて検討	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (評議員は補償契約・責任保険契約の対象外)	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (評議員は補償契約・責任保険契約の対象外)
選任	・寄附行為の定め -	・寄附行為の定め ・理事・理事会による評議員の選任は無効 → 望ましい選任方法の運用を検討	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の選任は無効 ・理事・理事会による評議員の選任は無効	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の選任は無効 ・理事・理事会による評議員の選任は無効
構成・資格	・当該学校法人の職員 ・25歳以上の卒業生 ・その他	→ 多様な意見の反映を目指して見直し → 兼職禁止の在り方と併せて検討	・社会福祉法人の適正な運営に必要な職責を有する者	-
外部評議員	-	→ 学内関係者の上限割合を設定し、段階的に引下げ	-	→ 外部評議員1人以上の義務付けを検討
親族等の選任の制限	-	→ 各役員・評議員について、親族・特殊関係者が含まれてはならない	各役員・評議員について、親族・特殊関係者が含まれてはならない。	→ 同一親族等関係者又は同一団体関係者の割合の制限の設定を検討
兼職禁止	監事との兼職禁止 ※理事・教職員と評議員は兼任可	理事・監事との兼職禁止 → 理事を兼務する評議員に、評議員会の議決事項の議決権を認めない → 多様な意見を反映する構成の在り方と併せて検討	理事・監事・職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事・監事・使用人との兼職禁止
解任	・寄附行為の定め - - -	・寄附行為の定め ・理事・理事会による評議員の解任は無効 ・解任の訴え ・所轄庁の解任勧告	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の解任は無効 ・解任の訴え -	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の解任は無効 ・解任の訴え -
任期	寄附行為の定め	寄附行為の定め → ガバナンスの観点から検討	原則として選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較③

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中	
理事会	職務・権限	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を決定 理事の職務の執行を監督 — — — 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を決定 理事の職務の執行を監督 理事長の選定・解職 → 内部統制システム整備の義務付けを検討 (大規模法人) → 対象範囲・代替措置を検討 ・評議員会の議題・議案提案 → 決議の省略の可否を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長の選定・解職 ・内部統制システム整備の決定義務 (大規模法人) ・評議員会の議題・議案提案 ・決議の省略 (みなし決議) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 ・代表理事の選定・解職 ・内部統制システム整備の決定義務 (大規模法人) ・評議員会の議題・議案提案 ・決議の省略 (みなし決議)
	議事録	寄附行為の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・作成の義務付け ・評議員による閲覧請求 → 署名人・備置き・債権者への開示についても検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成・署名人・備置き (10年) 義務 ・評議員・債権者による閲覧請求 (債権者は裁判所の許可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成・署名人・備置き (10年) 義務 ・評議員・債権者による閲覧請求 (債権者は裁判所の許可)
理事	定数	5人以上	5人以上	6人以上	3人以上
	理事長	・法人を代表し、その業務を総理	・法人を代表し、その業務を総理	・法人の業務を執行する ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する	・法人の業務を執行する ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する
	理事の職務・権限・義務	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する ・理事会の議決に加わる ・理事会の招集請求 (理事 3分の2以上) ※寄附行為作成例 — ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> → 業務執行理事の位置付け・選任手続等を検討 → 理事会から理事に委任できない専決事項について検討 ・理事会の議決に加わる → 理事個人の理事会招集請求・招集について検討 ・職務の執行状況の理事会への報告 (理事長・業務執行理事) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の決議によって選任された理事が法人の業務を執行する ※重要な財産処分等の決定を理事会から理事に委任できない ・理事会の議決に加わる ・理事会の招集請求・招集 (理事個人) ・職務の執行状況の理事会への報告 (理事長・業務執行理事) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の決議によって選任された理事が法人の業務を執行する ※重要な財産処分等の決定を理事会から理事に委任できない ・理事会の議決に加わる ・理事会の招集請求 (理事個人) ・職務の執行状況の理事会への報告 (理事長・業務執行理事) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務
	責任	法人・第三者に対する損害賠償責任	法人・第三者に対する損害賠償責任	法人・第三者に対する損害賠償責任	法人・第三者に対する損害賠償責任
	選任	寄附行為の定め	評議員会が選任	評議員会が選任	評議員会が選任
構成・資格	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する学校の校長 (2以上の学校を設置する場合、寄附行為の定めるところにより1人以上) ・評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する学校の校長 (1人以上) → 評議員のうちから選任する場合、評議員辞任を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の経営に関する意見を有する者 ・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ・当該法人が設置する施設の管理者 	—	
外部理事	1名以上 (修学支援新制度により2名以上)	1名以上 (修学支援新制度により2名以上) → 公益法人の見直しを踏まえ、外部・独立性を検討	—	→ 1名以上の義務付け・外部人材の定義を検討	
親族等の選任の制限	各理事の親族が一人を超えて含まれてはならない	各理事の親族が一人を超えて含まれてはならない → 特殊関係者の扱いについて検討	各理事及びその親族・特殊関係者が理事総数の3分の1を超えない (親族・特殊関係者の上限3人)	各理事及びその親族・密接関係者が理事総数の3分の1を超えない	

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較④

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
解任		<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定め — 所轄庁の解任勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が解任 (解任事由のあるとき) → 職務義務違反等の解任事由を定める 解任の訴え 所轄庁の解任勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が解任 (解任事由のあるとき) —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 解任の訴え 所轄庁の解職勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が解任 (解任事由のあるとき) —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 解任の訴え
	任期	寄附行為の定め	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定め → ガバナンスの観点から検討 	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20210806-mxt_sigakugy-000017340_4.pdf)

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較⑤

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
監事	定数 2人以上 職務・権限・義務 <ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を監査 法人の財産の状況の監査 理事の業務の執行の監査 理事会に出席して意見を述べる 所轄庁又は理事会・評議員会に報告（業務・財産・理事の業務執行に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したとき） 監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出 理事会・評議員会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 — 善管注意義務 	定数 2人以上 職務・権限・義務 <ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を監査 法人の財産の状況の監査 理事の業務の執行の監査 理事会に出席して意見を述べる → 義務・評議員会との関係について検討 所轄庁又は理事会・評議員会に報告（業務・財産・理事の業務執行に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したとき） → 義務・範囲拡大について検討 監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出 → 会計監査人の設置と併せて検討 理事会・評議員会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 → 訴訟の代表権を検討 善管注意義務 	定数 2人以上 職務・権限・義務 <ul style="list-style-type: none"> 法人の業務・財産の状況の調査 理事の職務の執行を監査 理事会への出席義務 理事会への報告義務（理事の不正行為・そのおそれ、法令等に違反する事実等があると認めるとき） 評議員会への報告義務（議案の法令違反等） 計算書類・事業報告の監査 監査報告の作成（会計監査人の監査方法・結果の相当性を含む） 理事会の承認、評議員に提供 理事会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 法人・理事間の訴えにおける代表 善管注意義務 	定数 1人以上 職務・権限・義務 <ul style="list-style-type: none"> 法人の業務・財産の状況の調査 理事の職務の執行を監査 理事会への出席義務 理事会への報告義務（理事の不正行為・そのおそれ、法令等に違反する事実等があると認めるとき） 評議員会への報告義務（議案の法令違反等） 計算書類・事業報告の監査 監査報告の作成（会計監査人の監査方法・結果の相当性を含む） 理事会の承認、評議員に提供 理事会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 法人・理事間の訴えにおける代表 善管注意義務
責任	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任
選任	評議員会の同意を得て理事長が選任	評議員会が選任 → 監事の意見確認手続を求める	評議員会が選任 監事の選任議案に対する監事の同意 評議員会における監事の選任に関する意見陳述	評議員会が選任 監事の選任議案に対する監事の同意 評議員会における監事の選任に関する意見陳述
構成・資格	—	—	社会福祉事業について識見を有する者 財務管理について識見を有する者	—
兼職禁止	理事・評議員・法人職員との兼職禁止	理事・評議員・法人職員との兼職禁止	理事・評議員・法人職員との兼職禁止	当該法人・子法人の理事・使用人との兼職禁止
外部監事	1名以上	1名以上 → 公益法人の見直しを踏まえ、外部・独立性を検討	—	→ 1名以上の義務付け・外部人材の定義を検討
親族等の選任の制限	各役員の親族が一人を超えて含まれてはならない	各役員の親族・特殊関係者が含まれてはならない	各役員の親族・特殊関係者が含まれてはならない	各監事及びその親族・密接関係者が監事総数の3分の1を超えない

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20210806-mxt_sigakugy-000017340_4.pdf)

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較⑥

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
解任	寄附行為の定め		・評議員会が解任 (解任事由のあるとき) → 職務義務違反等の解任事由を定める	・評議員会が解任 (解任事由のあるとき) —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき	・評議員会が解任 (解任事由のあるとき) —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
	— — ・所轄庁の解任勧告		→ 監事・辞任監事の意見確認手続を求める ・解任の訴え ・所轄庁の解任勧告	・評議員会における監事の解任・辞任に関する意見陳述、辞任監事の意見陳述 ・解任の訴え ・所轄庁の解職勧告	・評議員会における監事の解任・辞任に関する意見陳述、辞任監事の意見陳述 ・解任の訴え
任期	寄附行為の定め		寄附行為の定め → 理事の任期と同等以上の確保 → ガバナンスの観点から評議員・理事の任期と併せて検討	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20210806-mxt_sigakugy-000017340_4.pdf)

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較⑦

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
会計監査人	機関としての会計監査人	— ※1,000万円以上の補助を受けている場合は公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁に届出(私立学校振興助成法)	→ 会計監査人による会計監査の義務付けを検討(大規模法人) → 対象範囲や代替措置を検討	会計監査人による会計監査の義務(大規模法人) 収益30億円超又は負債60億円超 → 将来的に収益10億円超又は負債20億円超	会計監査人による会計監査の義務(大規模法人) 収益1,000億円以上、費用・損失1,000億円以上又は負債50億円以上 → 義務付け範囲の拡大を検討
	職務・権限・義務	※貸借対照表等の監査 ※監査報告書の作成	→ 会計監査人の設置と併せて検討	・計算書類・附属明細書・財産目録の監査 ・会計監査報告の作成(財産及び損益の状況を適正に表示しているかの監査意見) ・定時評議員会での意見陳述義務(監査意見が異なる時、出席要求決議時) ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令等に違反する重大な事実を発見したとき) ・会計帳簿等の閲覧謄写 — ・法人の業務及び財産の状況の調査 ・善管注意義務	・計算書類・附属明細書の監査 ・会計監査報告の作成(財産及び損益の状況を適正に表示しているかの監査意見) ・定時評議員会での意見陳述義務(監査意見が異なる時、出席要求決議時) ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令等に違反する重大な事実を発見したとき) ・会計帳簿等の閲覧謄写 ・子法人に対する報告要求 ・法人又は子法人の業務及び財産の状況の調査 ・善管注意義務
	責任	—	→ 会計監査人の設置と併せて検討	・法人及び第三者(会計監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任)に対する損害賠償責任	・法人及び第三者(会計監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任)に対する損害賠償責任
	選任	—	→ 会計監査人の設置と併せて検討	・評議員会が選任 ・会計監査人の選任に関する議案内容に係る監事の決定権 ・会計監査人の報酬決定に関する監事(過半数)の同意	・評議員会が選任 ・会計監査人の選任に関する議案内容に係る監事の決定権 ・会計監査人の報酬決定に関する監事(過半数)の同意
	資格	※公認会計士又は監査法人	→ 会計監査人の設置と併せて検討	公認会計士又は監査法人	公認会計士又は監査法人
	補助者の制限	—	→ 会計監査人の設置と併せて検討	・理事・監事・法人職員 ・法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける者	・法人又は子法人の理事・監事・法人職員 ・法人又は子法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける者
	解任	—	→ 会計監査人の設置と併せて検討	・評議員会又は監事(全員同意)が解任(解任事由のあるとき) —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —会計監査人としてふさわしくない非行があったとき(監事による解任の場合のみ) —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・監事による会計監査人の解任の評議員会への報告	・評議員会又は監事(全員同意)が解任(解任事由のあるとき) —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —会計監査人としてふさわしくない非行があったとき(監事による解任の場合のみ) —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・監事による会計監査人の解任の評議員会への報告
	任期	—	→ 会計監査人の設置と併せて検討	原則として選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時まで	原則として選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時まで

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較⑧

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
計 算 書 類 ・ 情 報 公 開	会計帳簿	-	→ 会計監査人の設置と併せて検討	・作成義務 ・保存(10年)義務 ・評議員の閲覧謄写請求	・作成義務 ・保存(10年)義務 ・評議員の閲覧謄写請求
	計算書類等	・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書 ※私立学校振興助成法により計算書類に含まれる 明細書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表・事業活動収支内訳表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表)	・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書 ※私立学校振興助成法により計算書類に含まれる 明細書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表・事業活動収支内訳表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表) → 評議員への提供について検討 → 簡素化についても検討	・計算書類(貸借対照表・収支計算書) ・附属明細書(借入金明細書・寄付金収益明細書・補助金事業等収益明細書・区分間繰入金明細書・区分間貸付金残高明細書・基本金明細書・国庫補助金等特別積立金明細書) ・事業報告・附属明細書 ・財産目録 ・計算書類の保存(10年)義務 ・計算書類・事業報告・監査報告の評議員への提供義務(定時評議員会招集通知時)	・計算書類(貸借対照表・損益計算書) ・附属明細書(固定資産明細・引当金明細) ・事業報告・附属明細書 ・計算書類の保存(10年)義務 ・計算書類・事業報告・監査報告の評議員への提供義務(定時評議員会招集通知時)
	備置き・閲覧	・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿の備置き(5年)義務 ・何人の閲覧請求(都道府県知事所轄法人は利害関係人の閲覧請求)	・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿の備置き(5年)義務 ・何人の閲覧請求(都道府県知事所轄法人は利害関係人の閲覧請求) → 評議員の謄写請求 → 附属明細書についても検討 → 都道府県知事所轄法人の閲覧請求についても検討	・計算書類・事業報告・これらの附属明細書・監査報告・会計監査報告の備置き(5年)義務 ・評議員・債権者の閲覧謄写請求 ・財産目録・役員等名簿・役員報酬支給基準の備置き(3年)義務 ・何人の閲覧謄写請求	・計算書類・事業報告・これらの附属明細書・監査報告・会計監査報告の備置き(5年)義務 ・評議員・債権者の閲覧謄写請求
公表	監査報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿のインターネットを通じた公表(大臣所轄法人のみ) ※都道府県知事所轄法人のうち専門学校設置法人は修学支援新制度により公表	監査報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿のインターネットを通じた公表(大臣所轄法人のみ) → 都道府県知事所轄法人の公表についても検討	・定款・役員等名簿のインターネットを通じた公表 ・計算書類の開示システムを通じた公表	・ポータルサイトを通じた閲覧請求 → 請求の不要化・各法人のホームページでの公表を推進	

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20210806-mxt_sigakugy-000017340_4.pdf)

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較⑨

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は検討事項例	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
欠格事由	(役員のみ) ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・免許状失効から三年を経過しない者 ・免許状取上げ処分を受け三年を経過しない者 ・政府を暴力で破壊することを主張する政党等の加入者 ・心身故障者	(役員) ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・免許状失効から三年を経過しない者 ・免許状取上げ処分を受け三年を経過しない者 ・政府を暴力で破壊することを主張する政党等の加入者 ・心身故障者 → 罰則と併せて検討 → 評議員についても検討	(役員・評議員) ・心身故障者 ・社会福祉法等の刑が執行中の者 ・禁錮以上の刑が執行中の者 ・解散命令により解散を命ぜられた当時の役員	(役員・評議員) ・心身故障者 ・一般社団法人法、会社法等の刑の執行から二年を経過しない者 ・禁錮以上の刑が執行中の者
組織に関する訴え	-	→ 出訴期間、当事者適格等の整備を検討	・設立無効・合併無効 ・評議員会決議不存在・無効確認 ・評議員会決議取消 -	・設立無効・合併無効 ・評議員会決議不存在・無効確認 ・評議員会決議取消 ・設立取消 ・解散
罰則	-	・特別背任 - ・贈収賄 ・不正手段による認可取得 → 対象を検討	・特別背任 - ・贈収賄 - ※権利義務者・一時職務者・清算人も対象	・特別背任 ・財産処分・目的外投機取引 ・贈収賄 ・不正手段による公益認定取得 ※権利義務者・一時職務者・清算人も対象
その他		→ 議事録、会計帳簿、計算書類等の作成・備置きや閲覧履歴と併せて過料の整備を検討		

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20210806-mxt_sigakugy-000017340_4.pdf)

ガバナンス有識者会議のまとめ①

学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性【概要】

令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議

基本的な認識

- ガバナンスとは、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができ、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み。法的枠組みに加え、ガバナンス・コードの段階的な充実、各法人の自治の見直し・情報開示を徹底。
- 本まとめは大学を設置する法人の基本的な方向性を提示。制度・運用の詳細や学校種・規模等に応じた簡素な在り方の検討を文部科学省に提言。

評議員会の基本的な職務

- 評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のため、**役員を選解任を行うとともに、運営の重要事項について議決を行う**こととする。
- **一定の重要事項**（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）は、**評議員会の同意、承認等の議決を要**することとする。**決算・事業実績は評議員会が承認の議決を行う**こととする。
- **評議員による書類交付請求、解任の訴え、違法行為差止請求等の仕組みを導入**する。見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、責任追及の在り方を検討する。

役員を選解任の在り方

- **役員を選任は、評議員会が行う**こととする。
- 現在の校長理事の制度は維持する。**評議員のうちから理事が選任される場合、選任に当たり評議員の辞任**を求める。
- 理事会全体の知識・経験・能力バランスや理事の категория に応じた確保方針、学外者を含む指名委員会の活用など、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込む。
- **役員解任は、評議員会が行い、職務義務違反等の解任事由を定める**。校長理事は、理事としての解任を可能とする。

評議員の在り方

- 学校を取り巻く多様なステークホルダーを反映するよう**構成を見直す**。
- **各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる**。
- **学内関係者の割合に上限を課し、段階的に引き下げる。監視局面では理事兼務者の議決権の除斥**を求め、人材確保を見極めつつ**兼務禁止**に取り組む。
- **理事による評議員の選解任は、認めない**こととする。
- 評議員の選任方法や属性、構成割合の状況に関する考え方の説明・公表をガバナンス・コードに盛り込む。
- **解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える**。
- 評議員の善管注意義務は現在も解釈上あり、特別の義務を一律に定めない。

評議員会の運営

- 理事会が議題・議案を招集前に定めることとする。
- 議決事項について**評議員による招集請求**や**議題・議案提案**を可能とする。
- 評議員会の議事録作成を義務化する。
- 評議員会以外の場も含む情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話の推進をガバナンス・コードに盛り込む。

理事会・監事の職務等

- **理事長の選定・解職は、理事会が行う**こととする。
- 理事長像の策定、学外者を含む指名委員会の活用など、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価をガバナンス・コードに盛り込む。
- **業務執行理事の位置付けと決定手続**を定め、理事長・業務執行理事に**理事会への一定期間ごとの報告義務**を課す。理事会の議事録作成を義務化する。
- 外部役員の外部独立性は、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、将来的に強化する方向で検討する。
- **監事の選解任は、評議員会が行う**こととする。
- **各理事の親族・特殊関係者は、監事就任を禁じる**。
- 監事の任期は、理事と同等以上とする。監事の選解任議案について、辞任・解任監事を含め、監事の意見確認を求める。
- 理事会の招集通知の対象に監事に加え、議事録を監事も確認することとする。

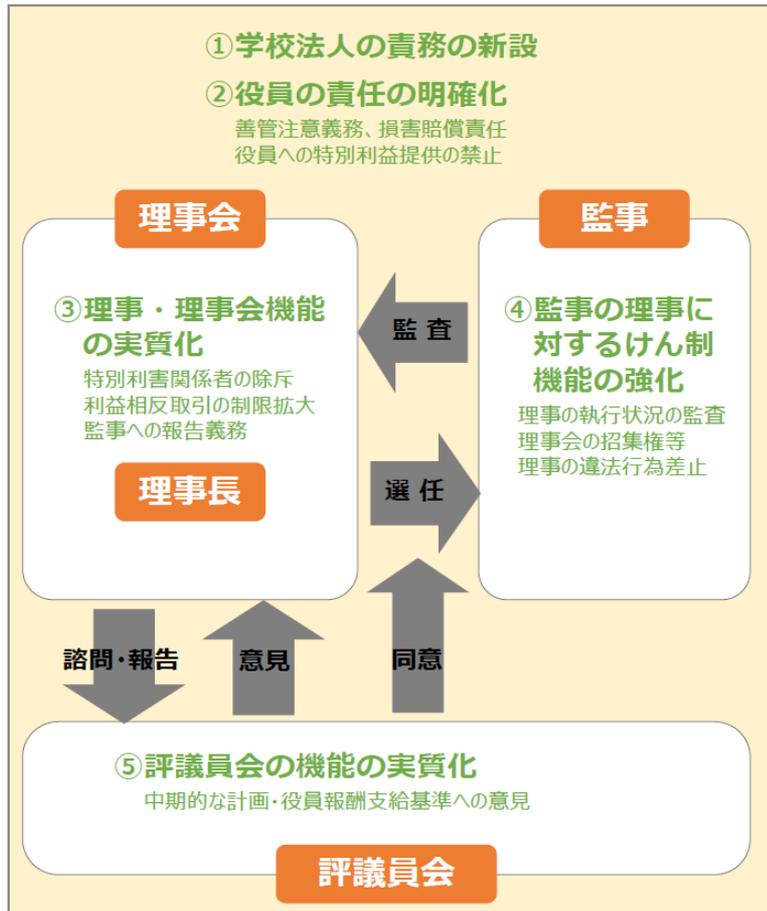
監査体制、ガバナンスの自律性等

- 法人規模等に応じ、**会計監査**の義務付けの検討、**内部統制システムの整備の義務付け**を行う。内部通報の体制整備をガバナンス・コードに盛り込む。
- 法人の**ガバナンスに関する情報**（評議員の構成、理事の選任方針など）を**事業報告書の開示事項**に定める。ガバナンス・コードは、遵守状況の公表を推進するとともに、早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指す。
- **組織に関する訴えの出訴期間、当事者適格等を整備**する。
- 特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の**罰則を導入**する。
- 「寄附行為」の用語は分かりやすい用語にするよう改めて検討する。
- 見直し後の公益法人制度も踏まえ、残余財産に対する所轄庁の関与を検討する。

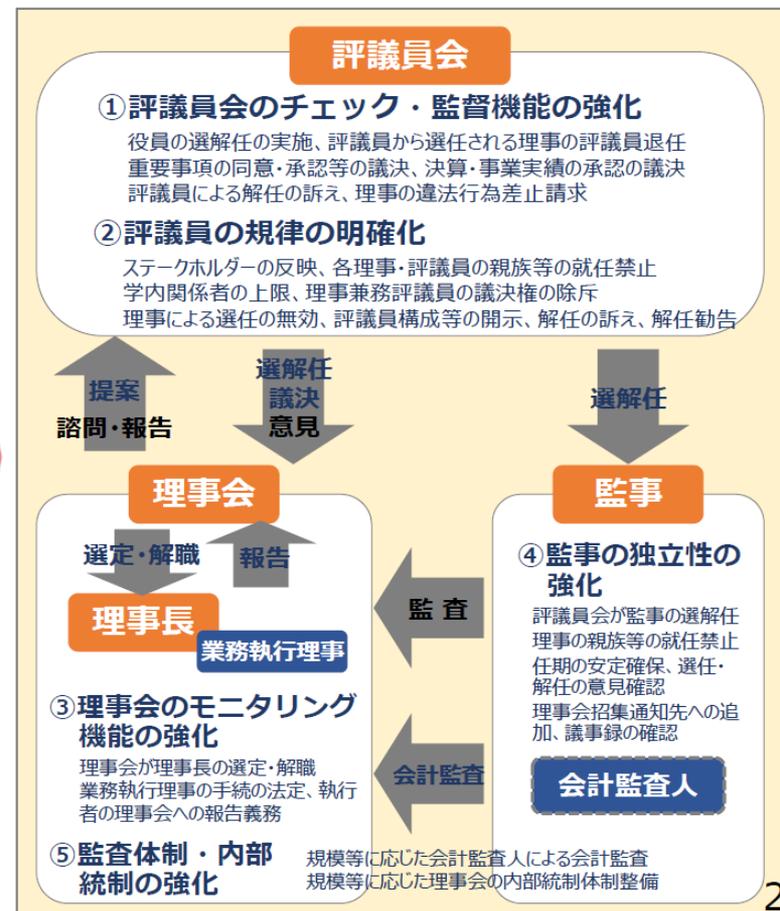
ガバナンス有識者会議のまとめ②

学校法人の内部機関の相互関係（イメージ）

現在（緑字は令和元年法改正事項）



取組の基本的な方向性（青字は提言事項）



学校法人ガバナンス改革会議①

「学校法人ガバナンス改革会議」について

学校法人ガバナンス
改革会議（第2回）
令和3年8月6日（金）

資料 1

- ✓ 学校法人のガバナンスについては、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に基づいて、令和2年1月に「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」が設けられ、議論の取りまとめが令和3年3月に公表された。
- ✓ このたび、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、「学校法人ガバナンス改革会議」を設けて検討を行い、制度改正に向けた抜本改革案の全体像を年内に取りまとめ、大臣に報告する。

検討事項

1. 新法人制度の改革案

- **社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方**
 - 評議員会のチェック・監督機能
 - 評議員の規律
 - 理事会のモニタリング機能
 - 監事のけん制機能・独立性
 - 会計監査人・内部統制システム
- **その他社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するための見直し**
 - 理事・監事・評議員の任期・資格要件
 - 評議員会議決事項の理事会への委任の無効
 - 理事に委任できない理事会決定事項
 - 監事の報告義務の拡大 など

2. 規模等に応じた取扱い

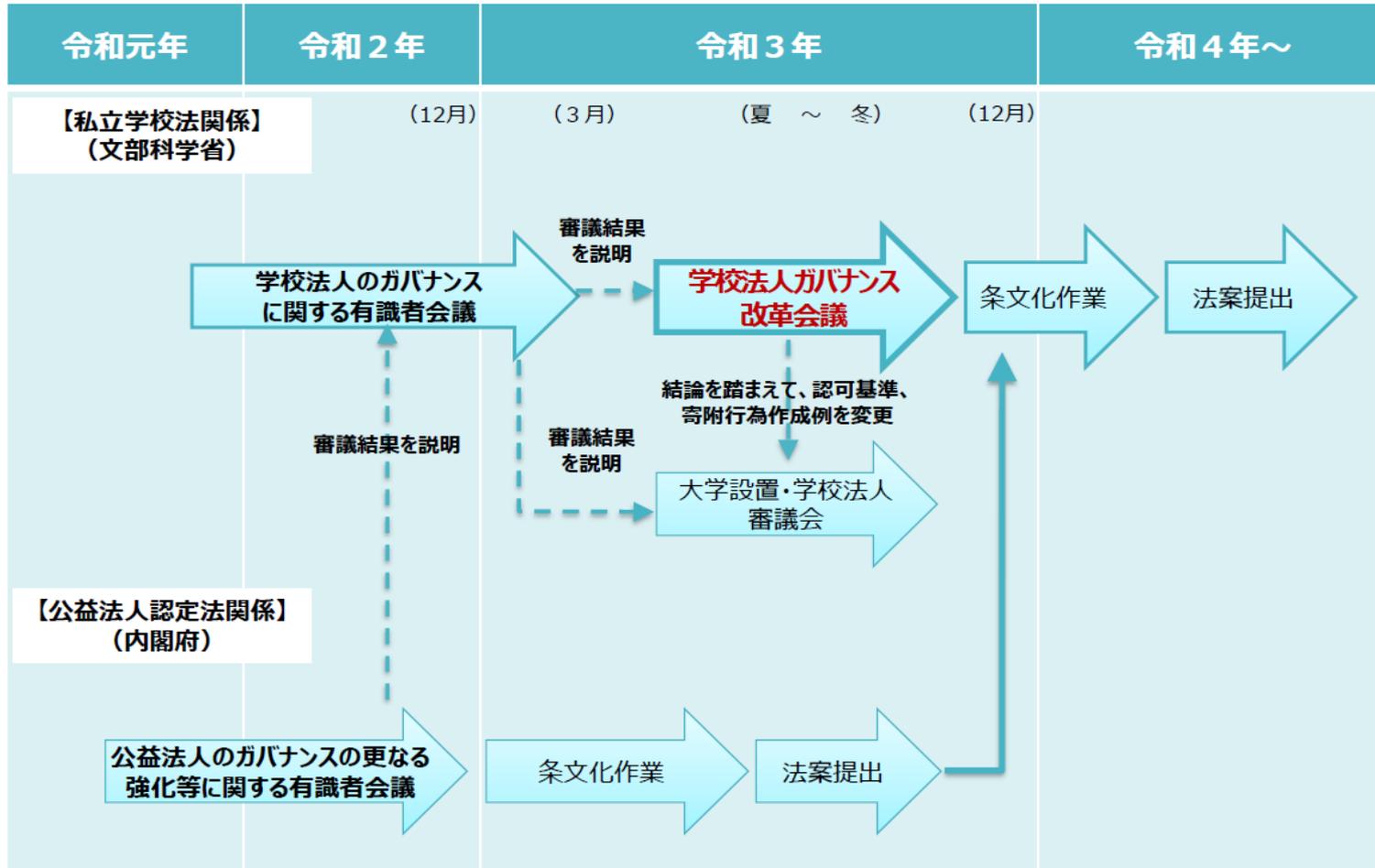
- **会計監査人、内部統制システム等の義務付けや代替措置の在り方**
 - 事業規模（負債、収益、基本金、学生生徒数、従業員数など）
 - 事業区域（学校・サテライト施設・事務所など）
 - 公費（私学助成、修学支援新制度、子ども・子育て支援新制度など）・税制優遇
- **簡素化する事項の整理**
 - 理事・評議員の定数、計算書類の種類 など
- **財務書類の一般閲覧・公表**（都道府県所轄法人）
- **個人立幼稚園に対する規律**

3. 「ガバナンス・コード」の抜本改革（年内に1・2の結論を得た後に検討）

- **コンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行**
- **コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた対応**
- **事業報告書を通じたガバナンス情報の開示**
- **団体の取組・法人の好事例のフォローアップ**

学校法人ガバナンス改革会議②

今後のスケジュール



2 社会福祉法人制度の改正



社会福祉法人制度改革について①

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決:平成27年7月31日
参議院可決:平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
:平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

社会福祉法人制度改革について②

1. 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<改正前>

<改正後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

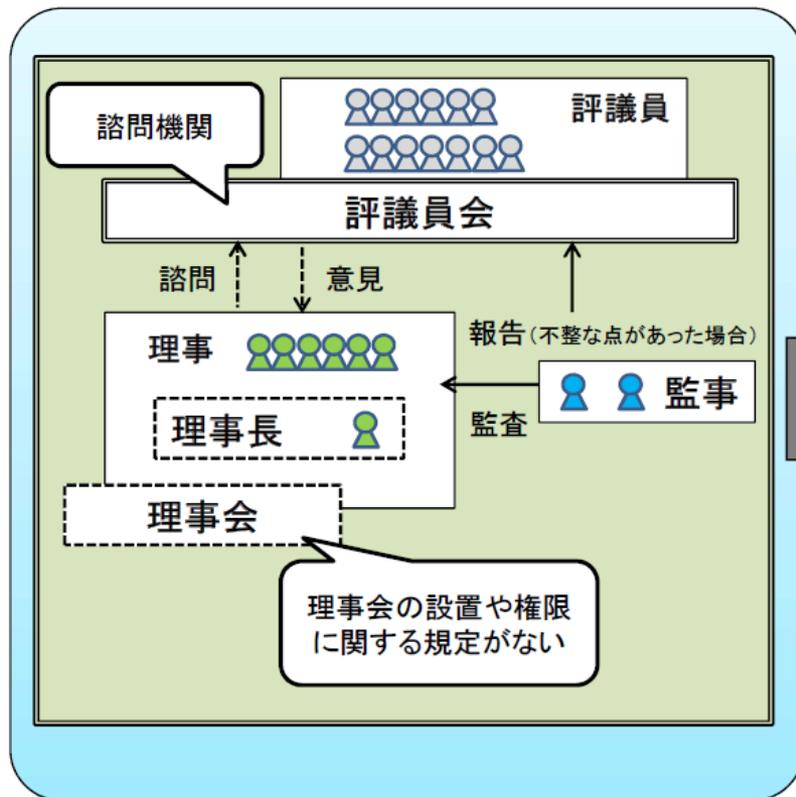
- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

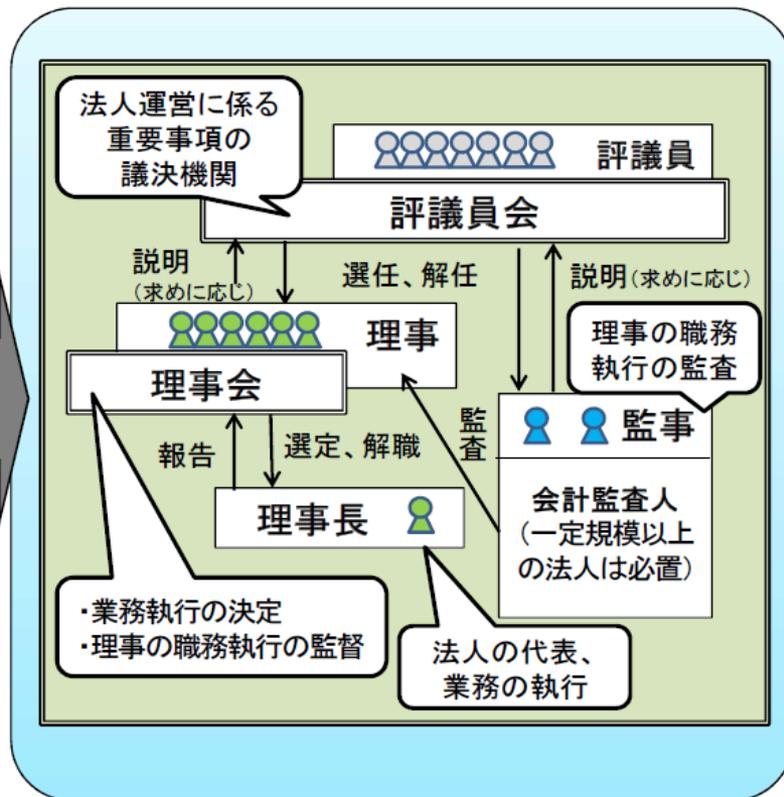
社会福祉法人制度改革について③

社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行



改正後



社会福祉法人制度改革について④

評議員・評議員会の改正のポイント

		(現行)	(改正後)
評議員会	位置付け	諮問機関(原則)	法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員の選任、解任 等
	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。	必置
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
	員数	13名以上 (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)	7名以上 (理事の員数(6名以上)を超える数) ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人)
	理事との兼務	可能	不可
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	理事会の同意を得て、理事長が委嘱	定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任 ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

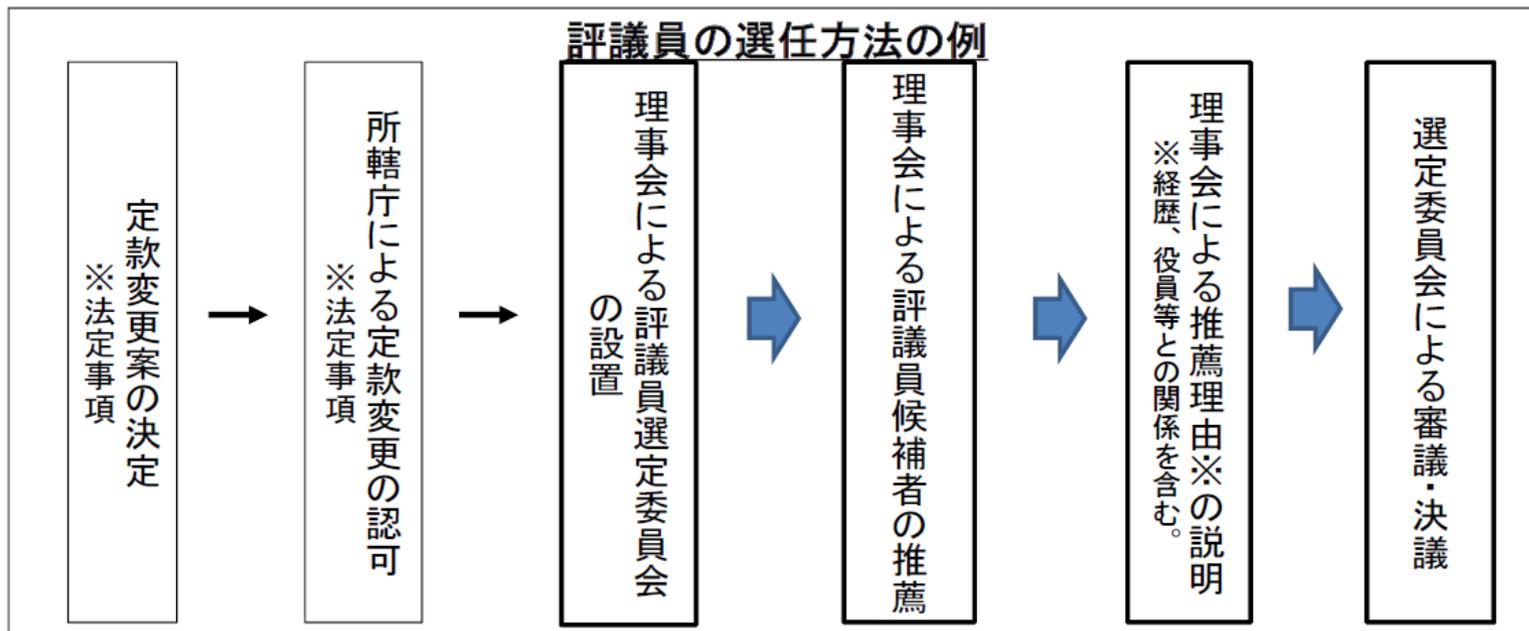
評議員の選解任について①

評議員の選任方法（運用）

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

- ※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。
- ・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

評議員の選任方法の例



16

評議員の選解任について②

評議員選任・解任委員会のイメージ

定款例(抜粋)

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

Q&A

問 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか

答 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

答 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(法第31条第5項)、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。

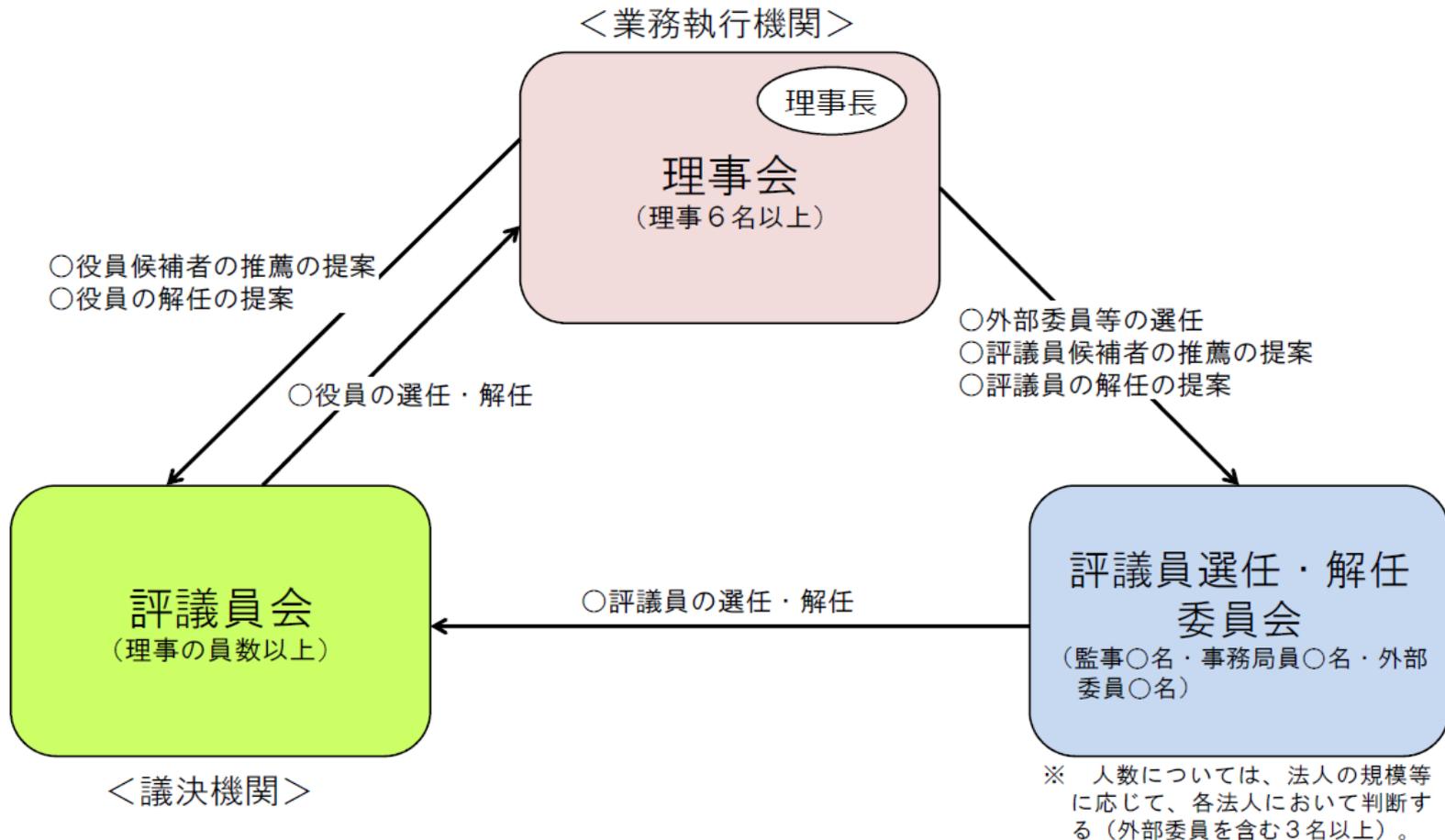
答 事務局員に法人の職員(介護職員等を含む。)がなることは可能である。

問 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

答 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

評議員の選解任について③

(参考) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



評議員の選解任について④

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

- 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。
第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。
- この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

Q&A

問 当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。

答 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。

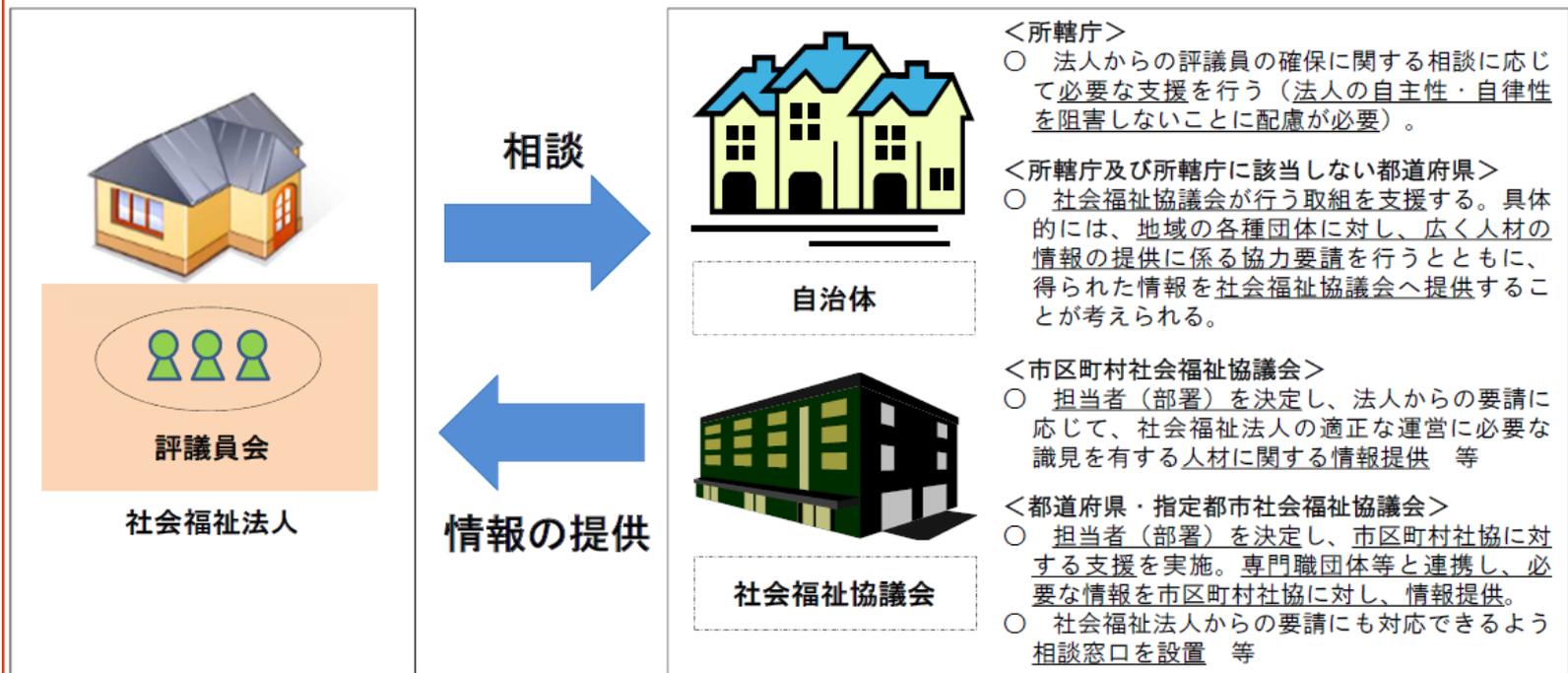
問 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

答 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

評議員の選解任について⑤

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



3 学校法人制度と社会福祉法人制度の異同



社会福祉法人と比較すること

- **社会福祉法人と比較することへの批判**
 - 私学の成り立ち、歴史的経緯
 - 私学の自主性
- **民意を得た制度改革**
- **学校法人側に立証責任あり**
- **反対するのであれば、全体はもちろん、個別の論点ごとに、論理的・説得的な理屈付けが不可欠**

参考：拙稿「『学校法人制度の改善方策について』の考察」
学校法人2019年5月号52頁（学校経理研究会）

社会福祉法人と共通する点

- **公共性を有する法人（税制優遇あり）**
 - ふさわしいガバナンスを整える必要あり

- **財団法人由来（創設者が私財を投げ打っている）**
 - 設立者の意思を尊重すべきである点是不会変わらない（あえて言えば、「建学の精神」のような言葉があるかどうか？）

社会福祉法人と異なる点

- 法律の目的
 - 社会福祉法人
 - 社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保
 - 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
 - 学校法人
 - 私立学校の自主性の重視
 - 私立学校の公共性の高揚

学校法人は社会福祉法人と比べて、法律上自主性が重視されている？

社会福祉法人と異なる点

- **改正の経緯**

- **社会福祉法人**

- 平成28年改正前まで理事会の設置や権限、評議員会必置の規定はなし

- **学校法人**

- 平成16年、26年、令和元年と徐々にガバナンスの改善・強化

学校法人は社会福祉法人と比べて、ある程度手当ができていますか？

社会福祉法人と異なる点

- **設置施設との関係**
 - **社会福祉法人**
 - 特段の規定なし
 - **学校法人**
 - 学校教育法による権限・役割の規定
 - 私学法との関係の不透明性

学校法人は社会福祉法人と比べて、設置施設との難しい関係がある？

社会福祉法人と異なる点

- **構成員自治**
 - **社会福祉法人**
 - 施設利用者が評議員に加わることはまずあり得ない
 - **学校法人**
 - 施設利用者及びその関係者である卒業生・保護者が評議員となる

学校法人の評議員会は社会福祉法人と比べて、独立性の担保が難しい？

ガバナンス・コードの活用

ガバナンス・コードの特徴

- ・ プリンシプル・ベース (⇔ルール・ベース)
- ・ コンプライ・オア・エクスプレイン

ガバナンス・コードの活用

- ・ ガバナンス・コードは、ステークホルダーへの説明責任を果たして信頼を得、経営陣が健全なリスクテイクをしやすくするもの
- ・ コード対応の公開は必須！わかりやすさはもちろん、アピール材料に！
- ・ 「**攻め**」のガバナンスの一丁目一番地！

4 まとめ



まとめ

- 私学業界としても、学校法人制度について改めてしっかり検討する時期に来ている
- 理念や原理・原則だけでなく、具体性をもった緻密な議論が不可欠
- 好事例や取組について、私学業界から世の中に向けて積極的にアピールしていくことが必要
- 今後制度改正に対応していくベースとして、現在の動向や守るべき法令、今後の課題について、役員・評議員を中心に学内研修を行うことが重要

【主著】

- 「学校法人法務の現状と課題」
 - ビジネス法務2017年11月号（中央経済社）
- 「民法改正が学校法人経営に与える影響」
 - 学校法人2018年2月号～11月号（学校経理研究会）
- 「学校法人破産時における授業料返還等債権の取扱い」
 - NBL1146（2019年5月15日）号（商事法務）（共著）
- 「『学校法人制度の改善方策について』の考察」
 - 学校法人2019年5月号～9月号（学校経理研究会）
- 「私立大学・短期大学を設置する学校法人のガバナンス改革のための具体的方策」
 - 文部科学教育通信468号（ジアース教育新社）
- 「私学法改正とガバナンス・コードに対応した寄附行為・学内諸規程の整備」
 - 学校法人2019年11月号（学校経理研究会）
- 『私学法改正で変わる監事監査の実務』
 - 2019年12月発刊（学校経理研究会）（共著）
- 「改正民法を踏まえた入学時誓約書・保証書の実務」
 - 学校法人2020年2月号～3月号（学校経理研究会）
- 「学校法人における新型コロナウイルス感染症に関する法務対応」
 - 学校法人2020年4月号～7月号（学校経理研究会）
- 「学校法人における新型コロナウイルス感染症に関する法務対応」
 - 大学マネジメント2020年5月号～7月号（大学マネジメント研究会）
- 「改正私立学校法下における法務対応のポイント」
 - 学校法人2020年9月号～2021年3月号（学校経理研究会）
- 「学校法人法務の実務ポイント」
 - 学校法人2021年4月号～連載中（学校経理研究会）

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士 **大河原 遼平**
(おおかわら りょうへい)

連絡先

- 〒106-6123
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
- TEL 03-6438-5511 (直通 03-6438-5373)
- FAX 03-6438-5522
- E-mail : rokawara@tmi.gr.jp

ご質問・ご意見・ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

ご清聴ありがとうございました。